

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校施設課																	
報告書ページ	90	区分別 の番号	指摘事項	6																
			意見																	
指摘事項等 の内容	<p>教材購入費の単価の定期的な見直しについて</p> <p>教材購入費については、学級数に単価を乗じて予算を算出している。小学校においては60,000円/学級、中学校においては80,000円/学級となっている。</p> <p>この単価は平成15年度に定められたものであり、令和5年度で20年経過していることになるが、近年の物価の上昇が反映されていないものとなってしまっている可能性がある。そのため、特に学級数が少ない小学校と中学校においては、予算の金額では足りないことが多く毎年各学校が教育委員会に提出する「〇年度予算に関する要望書」に消耗品費を主に予算増額の要望を掲げていることが多い。</p> <p>令和5年度予算に関する要望書で予算の増額等のコメントがあったものは下記のとおりであり90%以上が予算の増額を希望している結果となっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">市立小学校</th> <th style="text-align: center;">市立中学校</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改善要望のコメントあり</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">40</td> </tr> <tr> <td>改善要望のコメントなし</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">28</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">43</td> </tr> </tbody> </table> <p>もちろん要望があったからといい、全ての要望を聞き入れるべしということではない。配分できる予算に上限がある以上、それらの要望は全て受け入れることは出来ないのが現実であるし、要望についても喫緊に対応が必要なものもあれば、次年度以降の手当でも問題ないものも上記要望書には混在している。そのため、これらの要望の必要性等を勘案して、最終的に予算の配分は決定されている。</p> <p>ただし、上記の要望の中に、物価上昇により消耗品等の購入が困難となっているという事実があれば、1学級60,000円（中学校は80,000円）という単価を見直す必要があるのではないかと考える。少なくとも平成15年度に定められてから20年間一度も単価の変更はされていないこと</p>					市立小学校	市立中学校	合計	改善要望のコメントあり	25	15	40	改善要望のコメントなし	3	0	3	合計	28	15	43
	市立小学校	市立中学校	合計																	
改善要望のコメントあり	25	15	40																	
改善要望のコメントなし	3	0	3																	
合計	28	15	43																	

から、その間の物価上昇は考慮されていない。もちろん、長期間デフレ経済に陥り、むしろ物価は横ばいか低下していた期間が大半であることや物価が高騰した背景がここ数年の、コロナ禍や急激な円安、ロシアのウクライナへの侵攻によることが主な原因であることを考えれば、長期間にわたり物価上昇があったにもかかわらず、何も処置してこなかったという訳ではない。しかしながら、今後については物価上昇を単価に反映するという手続きを数年に一度程度は行うというプロセスを加えるのが望ましいのではないか。

また、1学年に1学級しかない場合と1学年に複数学級がある場合とでは、後者の方が効率的に消耗品を購入できる場合もあるとの声もあった。これは、発注単位が大きくなることにより、1学級では過不足が生じる場合にも、複数学級の場合には他の学級と合わせ調整できるため、他の物品を購入する余力が生じるということであった。

なお、総務省の消費者物価指数によると、次のようになっている。

【平成 15 年度から令和 5 年度までの消費者物価指数（総務省統計局より）】

平成 15 年度	95.5	平成 26 年度	98
平成 16 年度	95.4	平成 27 年度	98.2
平成 17 年度	95.2	平成 28 年度	98.2
平成 18 年度	95.4	平成 29 年度	98.9
平成 19 年度	95.8	平成 30 年度	99.6
平成 20 年度	96.8	平成 31 年度	100.1
平成 21 年度	95.2	令和 2 年度	99.9
平成 22 年度	94.7	令和 3 年度	100
平成 23 年度	94.6	令和 4 年度	103.2
平成 24 年度	94.4	令和 5 年度	106.3
平成 25 年度	95.2		

※全国消費者物価指数（令和 3 年度を 100 とし、品目は「総合」を採用している。）

<p>講じた措置 の内容等</p>	<p>御指摘のとおり、学校の教材整備費の予算要求書において、その基準額は、小学校は60,000円/学級、中学校は80,000円/学級となっており、平成15年度以来変更されていないが、この金額は、あくまで学校裁量で選定する教材の令達額を算出する際に、学級数を基準にして目安として用いている額である。</p> <p>そのため、学校令達予算は、これ以外に、用紙・文具類、パソコン消耗品、会話教材等、学校数などを基準に算定している予算を別途令達している。さらに、楽器や理科実験教材など現物支給している教材もあり、これらの費用を含めると、地方交付税交付金の単位費用算定における教材図書及び備品の基礎額を超過しており、教材購入費が不足しているとは言えない。</p> <p>しかしながら、長年この基準額が変更されていないことは事実であることから、変更の必要性を含めて検討していく。</p>
-----------------------	---

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校管理課	
報告書ページ	95	区分別 の番号	指摘事項 意見	7
指摘事項等 の内容	<p>出退勤システムの統一的な管理及び運用について</p> <p>各学校の項で記載しているとおり、学校往査を行った9月時点において、往査対象10校全校にて、勤務時間を集計するためにタブレット端末を用いた出退勤システムを活用していた。出退勤時に各人が出退勤システムに登録することで自動的に勤務時間が集計されるものであり、職員室に配置されているタブレット端末のみだけではなく、各人のスマートフォン端末からも操作（登録）が可能であるとの説明を受けた。出張など校外からでも各人のスマートフォン端末から出退勤に係る登録が可能であることから、作業効率は向上しているものと推測される。</p> <p>この点に関して、往査した各校において、出退勤システムを使用することで、勤務時間の集計に係る時間の正確な比較は行われていないものの、従前のタイムレコーダーを使用した勤務時間の集計よりも負担感が減少したとの発言があった。この勤務時間集計に係る出退勤システムの活用は、市の教育委員会主導で行われたものではなく、各校の判断で行われているものであり、各校での導入は校長会などを通じた情報提供により実施されたとのことである。したがって、所管の学校管理課においては、出退勤システムを用いた勤務時間集計を行っている学校を把握しておらず、導入費用等についても特段情報を入手していない状況にある。</p> <p>教職員の働き方改革は従前から課題とされており、水戸市の時間外在校時間は減少傾向にあるものの、茨城県の数値は上回っている状況であることから、業務の効率化に関する情報は教育委員会でも積極的に入手していく必要があるのではないかと思料される。</p> <p>また、現状は勤務時間の集計にのみ出退勤システムを使用しており、休暇管理については、休暇簿（紙面）により行われている。休暇管理についても出退勤システムを活用することができれば、さらに効率化を図ることが可能であると考えられる。</p>			

(参考) 時間外在校時間の推移

小学校	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	茨城県(R5)
月 45 時間超	47.1%	39.0%	34.9%	35.3%	30.2%	21.0%
月 80 時間超	6.2%	4.7%	3.0%	1.5%	0.5%	0.2%
月平均	—	39:40	36:28	37:42	35:07	31:26

中学校	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	茨城県(R5)
月 45 時間超	64.8%	46.9%	50.4%	50.9%	48.4%	41.8%
月 80 時間超	17.4%	10.3%	8.7%	5.9%	5.6%	1.4%
月平均	—	44:44	44:49	45:03	44:03	40:33

義務教育学校については、前期課程を小学校、後期課程を中学校としている。

出典：令和6年度第1回水戸市総合教育会議資料

<p>講じた措置 の内容等</p>	<p>タブレット端末を用いた出退勤システムについては、本市が全校で導入しているタイムレコーダーが故障等の事情により使用が困難となった際に、ICT担当課の職員が一時的・暫定的な使用のために情報提供したものである。国においては、教職員の在校等時間について、タイムカード等の客観的な記録により把握することとされているところであり、タブレット端末を用いた出退勤システムは、各人のスマートフォン端末から出退勤に係る登録が可能であるため、作業効率が向上する反面、客観的な把握という面での課題が見受けられる。</p> <p>令和7年5月に全校の出退勤管理の状況を調査したところ、多くの学校でタブレット端末を用いた出退勤システムの利用が確認され、利便性の向上等の意見が挙げられたが、一方で、他自治体の状況を調査したところ、自治体主導によるタブレット端末を用いた出退勤システムの利用は確認出来ず、本市でも導入している校務支援システムに勤怠管理を組み入れている事例が多い状況であった。本システムにサービス関係のワークフローを組み込むことで、休暇管理についても一括管理が可能となり、更なる効率化が図られるため、本市でも以前からICT担当課にて、校務支援システムに勤怠管理を組み入れることを検討しており、現在、茨城県において、令和9年10月に県内自治体との共同調達を前提とした校務支援システムの稼働が計画されているため、新システムの導入に向けて準備を進めているところである。</p> <p>今後の在校等時間の管理については、タイムレコーダーの利用を基本としつつ、各校の判断を尊重し、タブレット端末を用いた出退勤システムの利用についても併用することとした。なお、タブレット端末を用いた出退勤システムについては、作業効率の向上という面での利点はあるものの、運用面では検証が必要であることから、新システム導入までの適切な運用を図るため、所属長による勤怠確認を適切に行うなど、客観的な在校等時間の把握が徹底されるよう、運用する上での注意点を文書で周知した。</p>
-----------------------	--

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校管理課 (第一中学校)	
報告書ページ	122	区分別 の番号	指摘事項 意見	9
指摘事項等 の内容	<p>不要な銀行口座の解約及び残高の有効活用について</p> <p>学校で管理する通帳を確認したところ、残高が0円で1年以上取引のない休眠口座が後援会費（部活動）会計15口座、旅費会計で1口座あった。銀行口座について不正な利用がされないよう、不要となった場合は速やかに解約すべきである。</p> <p>また購買部会計において1口座あり、最終記帳は2018年5月8日であり残高は44,684円であった。購買部会計では過去にボタンや体操服名札の販売を実施していたが現在は外部委託し、今後も利用見込みはないとのことであった。残高について金額が僅少であることから学校の運営費として活用する、慈善団体へ寄附をするなど簡便で適切な処理を行い、銀行口座について不正な利用がされないよう、速やかに解約することが望ましいと考える。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知した。</p> <p>第一中学校において、長期にわたり取引のない銀行口座については、口座の性格を個別に精査し、今後とも取引の見込みがないものについては、順次解約手続きを行なうこととし、校内において周知した。</p> <p>また、購買部会計の残高については、学校運営費として活用することとし、活用後速やかに銀行口座を解約した。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校管理課 (上大野小学校)	
報告書ページ	133	区分別 の番号	指摘事項 意見	28
指摘事項等 の内容	<p>学校徴収金について適切に監査すべきこと</p> <p>学校徴収金の各会計の監査状況を確認したところ、令和5年度の諸会費会計について、会計監査日後に入出金が行われていた。会計監査日は令和6年3月27日付で以下の内容で適正に処理されていると判断していた。</p> <p>収入総額：1,308,798円 支出総額：1,308,798円 差引：0円</p> <p>しかし預金通帳を確認したところ、令和6年3月31日の残高は2,200円となっていた。その内訳について確認したところ、令和6年3月分のEB手数料が1,650円であり、令和6年3月分の銀行振込手数料550円であり、令和6年4月15日に入金されていることを通帳で確認できた。</p> <p>学校側の現状の処理は会計上、発生主義の考え方としては正しい処理であるが、その場合実際の入出金の状況とは別に収益費用の観点から複式簿記により記帳し、期末において期中の取引ではあるものの出金していない取引については負債科目として未払金を計上する仕訳を行い、決算書上明示する必要がある。</p> <p>現状では監査結果である支出総額及び次年度繰越額と実際の支出額及び次年度繰越額が異なっている。学校徴収金の取り扱いについて一定の知識を要する発生主義ではなく、簡便的な現金主義による管理の方が望ましいと考えられるので、現金主義による決算処理、実態に即した監査の実施をするべきである。</p>			

<p>講じた措置 の内容等</p>	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知した。</p> <p>上大野小学校においては、年度末の会計処理及び外部監査の時期について、全教職員間で検討・見直しを図り、令和7年度会計においては、決算後には新たな入出金が発生しない対応とした。</p>
-----------------------	---

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校管理課 (国田義務教育学校)	
報告書ページ	144	区分別 の番号	指摘事項 意見	13
指摘事項等 の内容	<p>生物研究部に対する助成金の有効活用について</p> <p>令和5年度の学校徴収金に係る各会計の経理資料を確認したところ、生物研究部に対する公益財団法人げんでんふれあい茨城財団からの第26回科学技術振興事業の助成金が活用されていなかった。令和5年度において、助成金として令和5年7月10日に100,000円の入金があったものの、支出は令和5年11月6日の通信費520円のみであり、その大半が使用されていなかった。また、過年度からの繰越金を含めて、令和6年3月31日時点において銀行口座残高は452,381円と多額となっていた。令和5年度における生物研究部の活動費用は後援会会計から支出しており、令和5年度で80,000円であった。また、銀行口座残高について、今後の具体的な使途・時期が特定できる使用計画は確認できなかった。</p> <p>外部団体からの助成金により、より高度な部活動を実施することは望ましいことであるが、助成金を活用せずに今後の具体的な使用見込みもなくため込む結果となっている現状は望ましくない。助成金について、今後の具体的な使用計画を定め有効活用する必要がある。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>令和7年4月に実施された学校予算配当説明会で、県ガイドラインの順守や学校徴収金の適切な取扱いについて説明するとともに、水戸市学校事務の共同実施組織の総括事務長に対し、学校徴収金取扱要項等に即して適正に事務を行うよう周知徹底することなどについて指導した。また、令和7年6月に全学校宛て学校徴収金の適切な会計処理の実施について通知するとともに、令和7年7月の学校管理訪問において、改めて助成金の有効活用等について指導した。</p> <p>国田義務教育学校において、生物研究部の活動が、コロナ禍における影響から停滞してしまっていたことから、令和5年度は助成金を有効に活用できず、残高が多額になってしまっていた。</p> <p>このことから、令和7年度から活動内容を見直し、より具体的な活動計画を定め、会計についても具体的な使用計画として予算案に盛り込む</p>			

	<p>とともに、現状を踏まえ、令和7年度は助成金の申請を行わず、現在の銀行口座残高で実施することとした。</p> <p>また、年度ごとに適正な会計支出を行うことなどについて、全教職員に周知徹底した。</p>
--	---

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 学校保健給食課																															
報告書ページ	177	区分別 の番号	指摘事項	16																														
			意見																															
指摘事項等 の内容	<p>入札の実効性の確保について</p> <p>小・中学校の調理等業務委託について、入札により業者を選定している。</p> <p>契約の相手方の選定として入札という方法を選ぶ理由としては主に下記に掲げるような意義があるためである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公平・公正な受注者の選定ができる。 ・受注価格を競わせることで、合理的な価格での受注を可能にする。 ・競争原理に基づいて行われることで、最も適正な事業者を選定できる。 ・公正な手続きにより、コストパフォーマンスの高い提案を選定できる。 ・市民に対して何に公金を使っているのかを公表できる。 <p>上記の目的のために、入札制度を採用しているが、上記の調理等業務委託についての入札結果の中には、1社以外は入札を辞退しているものもあり、そもそも入札としている意義に疑問を感じるものがあつた。</p> <p style="text-align: center;">調理等業務委託入札状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">業者数</th> <th style="width: 15%;">うち辞退</th> <th style="width: 15%;">うち無効</th> <th style="width: 45%;">左記以外の有効な入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A校</td> <td>16</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>B校</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>C校</td> <td>16</td> <td>13</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>D校</td> <td>16</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>E校</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各学校の「入札（見積）調書」より</p> <p>辞退や無効が多い理由について所管課に質問したところ、業者都合によるため、辞退届記載の理由以上には把握できていない、との回答を得た。</p> <p>少なくとも、上記の入札では当初に記載した入札の意義があるかは甚</p>					業者数	うち辞退	うち無効	左記以外の有効な入札	A校	16	12	3	1	B校	14	10	1	3	C校	16	13	1	2	D校	16	12	3	1	E校	12	3	0	9
	業者数	うち辞退	うち無効	左記以外の有効な入札																														
A校	16	12	3	1																														
B校	14	10	1	3																														
C校	16	13	1	2																														
D校	16	12	3	1																														
E校	12	3	0	9																														

	<p>だ疑問である。仕様書に記載されている条件を満たせず、辞退することは当然想定されるものの、落札業者以外は辞退か無効という状態は入札制度が予定している健全な状態とは考えにくい。</p> <p>上記の理由が、仕様書の条件が厳しいものなのか業者側の人員不足等に起因するものなのかは個々に異なると考えられる。しかし、適正な競争を確保し、もって入札としている意義をより高めることが望ましいと考える。</p> <p>そのため、辞退・無効の理由を業者都合とするのではなく、市側の方で改善できる余地がないか検討することが望ましいと考える。</p>
<p>講じた措置 の内容等</p>	<p>調理業務等業務委託の入札に対し辞退の理由として、履行開始までの準備期間が短いことが業者から提出された辞退届に記載されている。</p> <p>履行開始までの準備期間については、契約日から履行開始まで約2か月設けているが、所管課として入札手続きの中で考慮できる点があるか検討していく。</p> <p>なお、無効については発生しないよう、改めて業者に対し入札手続等について周知に努める。</p>

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 中央図書館	
報告書ページ	236	区分別 の番号	指摘事項 意見	19
指摘事項等 の内容	<p>アナログの視聴覚教材のデジタル化による保存について 視聴覚教材には、ビデオテープ、カセットテープ、レコード等デジタルデータでないものが含まれている。</p> <p>例えばビデオテープについては、再生機器については既に生産が終了しており、修理する部品やノウハウについても失われつつある状態であることに加え、ソフト側のビデオテープの耐用年数も約20年といわれている。VHSテープが最も使用されたのが、1980年代から1990年代であり、2000年代からは映像の記録がDVDやブルーレイディスクへと移っていていることを鑑みると、多くのビデオテープについて耐用年数が経過している可能性が高い。</p> <p>現状、アナログデータで保存されている音声データや映像データについては、それが唯一の音源等となっている可能性が高い。そのため、それらのデジタル化が進められなければ、将来的に水戸市の言語や文化、歴史等に関する情報が失われてしまい、未来に残せないのはあまりにも勿体ないと考える。</p> <p>著作権の問題等があるため、アナログデータのデジタル化は現在行っていないとのことである。</p> <p>この問題については、文部科学省の分科会において「著作権分科会報告書（平成18年1月）」で下記の意見が出ている。</p>			

以下、「著作権分科会報告書（平成 18 年 1 月）」抜粋

第 1 章 法制問題小委員会

第 1 節 権利制限の見直しについて

4 図書館関係の権利制限について

- ④ 「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ずに複製することについて

再生手段の技術革新が進むことによって、図書館等で利用できる資料が減ってしまうことになるため、図書館等の使命にかんがみて、本件要望の趣旨に賛同する意見が多数であった。

ただし、当該著作物について新形式の複製物が存在する場合は除くべきではないか、また、入手の困難性に関して判断基準を明確にする必要があるのではないかと指摘があった。また、現行の第 31 条第 2 号は、「図書館資料の保存のため必要がある場合」は著作権者の許諾を得ることなく複製が可能であることを規定しており、このような現行法の枠組みで対処が可能ではないか、との意見もあった。

したがって、このような現行法の枠組みや権利処理の取組により、どこまで対処が可能であるかの限界や、どのような場合に対処可能であるかの判断基準について、今後必要に応じ検討することが適当である。

なお、同書では、「所蔵スペースの関係でマイクロフィルム化する場合には、原資料を破棄することを条件として許容されると解すべき」としている。また、「新聞の縮小版のように市販された入手可能なコピーが存在する場合にその新聞をマイクロ・フィルム化する行為は、本号にいう保存のための必要がある場合とは認めがたい」「他に代替できない場合に限る」と考えられている。

国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの…においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料…を用いて著作物を複製することができる。

一…

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

(著作権法第 31 条 1 項 2 号)

	<p>上記の分科会報告書は意見にしか過ぎず、実際の法解釈とは異なることもあるかもしれないが、デジタル化できる可能性について検討したうえで、できるだけデジタルデータへの複製を行い、将来に情報を残していくことが望ましいと考える。</p>												
<p>講じた措置の内容等</p>	<p>御指摘のあった視聴覚教材のうち、ビデオテープ、カセットテープ、レコード等デジタルデータでない資料は5,193点である。これらの資料の中には、現在市販されている同様の内容と思われるデジタル資料が含まれている。一方、水戸市や茨城県内の映像が含まれ、郷土の文化を伝える資料は、市販されていないことが多く、現在では入手が困難と思われる。</p> <p>そのため、入手困難な再生機器を使用する視聴覚資料は、タイトルや書誌内容を精査したうえで、水戸市や茨城県内など郷土文化を伝える内容の視聴覚資料のデジタル化の必要性について検討する。</p> <p>なお、郷土以外の内容の視聴覚資料については、廃棄し、一般的な再生機器で利用可能な視聴覚資料を新たに購入する。</p> <p>デジタルではない形式で保存された視聴覚資料</p> <table border="1" data-bbox="507 1131 1023 1429"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>所蔵点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16ミリフィルム</td> <td>276</td> </tr> <tr> <td>スライドフィルム</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>ビデオテープ</td> <td>2,507</td> </tr> <tr> <td>レコード</td> <td>1,957</td> </tr> <tr> <td>カセットテープ</td> <td>416</td> </tr> </tbody> </table>	品名	所蔵点数	16ミリフィルム	276	スライドフィルム	37	ビデオテープ	2,507	レコード	1,957	カセットテープ	416
品名	所蔵点数												
16ミリフィルム	276												
スライドフィルム	37												
ビデオテープ	2,507												
レコード	1,957												
カセットテープ	416												

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 中央図書館	
報告書ページ	238	区分別 の番号	指摘事項 意見	20
指摘事項等 の内容	<p>利用者登録情報の整理について</p> <p>令和5年度末の市立図書館の利用者登録数は195,753人であり、令和6年4月1日の常住人口が267,095人であることから市民の利用者登録割合は約73%となっており多くの市民が利用登録しているとも考えられる。しかし、令和5年度の有効登録者数（個人貸出しの実人数）の実績値は24,163人であり大きな乖離がある。利用者登録について一度登録したら本人の申し出がない限り削除していない。これは利用者情報について、削除する様な規則にはなっていないことによる。利用者登録の削除が本人からの申請に限ってしまうと、引っ越し等により水戸市外へ転出するなどして利用の蓋然性が限りなく低い利用者の情報だけでなく、死亡した場合に手続きを取らない限り永久に利用者情報を保管し続けることになる。往査日時点（2024年10月7日）における登録利用者の生年月日から計算した最高齢者は123歳であり、2024年9月1日時点における国内最高齢者は116歳であることから当該人物は死亡していると推測され、この先の利用は考えられない。利用者登録の申請の際には氏名のほか、住所や生年月日、勤務先等まで記載項目があり、当該情報は重要な個人情報である。近隣のひたちなか市では市立図書館の利用者登録の有効期限は3年間となっているほか、国立国会図書館においても利用者登録の有効期限は最終の利用日から3年間となっており、今後の利用の蓋然性が低い個人情報を大量に抱えるリスクと情報管理コストの観点から不要な情報は持たず削除することで整理していくことが望ましいと考える。</p>			

水戸市立図書館条例施行規則

(利用登録)

第13条 個人貸出しを受けようとする者は、教育委員会にあらかじめ利用登録申請書(様式第2号)を提出するとともに、住所、氏名等が確認できるものを提示し、利用登録を受けなければならない。

(利用カード)

第14条 教育委員会は、前条の利用登録をしたときは、当該利用登録を申請した者に水戸市立図書館利用カード(様式第3号。以下「利用カード」という。)を交付するものとする。

2 利用カードの交付は、1人につき1枚とする。

3 利用カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 第1項の規定により利用カードの交付を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、利用登録申請書の記載事項に変更が生じたとき、又は利用カードを亡失し、破損し、若しくは汚損したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

様式第2号(第13条関係)

利 用 登 録 申 請 書

(水戸市立図書館)

*太線の中だけ記入してください。

申請年月日 年 月 日	利用カード番号	住所コード	受付番号	登録館
フリガナ 氏 名	姓 名	生年月日 年 月 日		
保護者名	(中学生以下の場合、必ず記入してください。) 姓 名	勤務先 又は 学校名	(県央地域の9市町村以外の市町村に居住の場合は、必ず記入してください。) (電話番号 — 内線番号 —) (所在地)	
住 所	(郵便番号 —) (電話番号 — — 自宅 呼出 携帯)			
方 書	(マンション名、アパート名、団地名等を記入してください。)			
福 省 先 住 所	(郵便番号 —) (電話番号 — —)			

注1 登録後、申請事項に変更が生じた場合は、そのつどお申し出ください。

2 1年に1度、住所、勤務先等の確認をさせていただきます。

3 県央地域の9市町村とは、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城東町及び東海村です。

講じた措置 の内容等	御指摘のあった件について、他市町村等の事例調査を実施し、利用の蓋然性が低い個人情報を削除するかも含め、本市図書館利用者の状況に最適な有効期限について検討する。	
	(参考) 県内公共図書館の利用登録者有効期限状況	
	自治体名	有効期限年数
	茨城県	5年
	つくば市	3年
	土浦市	5年
	ひたちなか市	3年
	笠間市	5年
東海村	無し	

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和6年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会 総合教育研究所 教育研究課	
報告書ページ	250	区分別 の番号	指摘事項	57
			意見	
指摘事項等 の内容	<p>水戸市学校情報セキュリティ対策基準を順守し規定を整備すべきこと 水戸市学校情報セキュリティ対策基準において次のように定めている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>10 約款による外部サービスの利用</p> <p>(1) 約款による外部サービスの利用に係る規定の整備</p> <p>教育情報システム管理者は、以下を含む約款による外部サービスの利用に関する規定を整備しなければならない。 また、当該サービスの利用において、機密性の高い情報の取扱いには十分に留意するように規定しなければならない。</p> <p>ア 約款によるサービスを利用してよい範囲</p> <p>イ 業務により利用する約款による外部サービス</p> <p>(下線及び太字は監査人による)</p> </div> <p>しかし、この定めにある約款による外部サービスの利用に関する規定は往査時点では整備されていなかった。外部ソフトウェアサービスは日々新しいものが開発され様々なものがあり、後述するように実際に学校業務においても利用されている。その利用については外部サービスそのものに関する情報管理・セキュリティリスクがある。</p> <p>外部サービスについて今後の教育行政の有効性・効率性・経済性を向上させるような優れたものもあると考えられるため、積極的に導入していくことは必要であるが、運用上のリスク管理の基本的な考え方や対応方針についてあらかじめ規定に定め、どのような外部サービスであれば利用してよいか事前に整理しておく必要があるため、水戸市学校情報セキュリティ対策基準の定めのとおり外部サービス利用に関する規定を整備すべきである。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>「約款による外部サービス利用実施手順」について、年内を目途に策定し、速やかに学校への周知を図る。</p>			